

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 栃木県栃木市野中町1381番地11

氏名 有限会社岸興業  
代表取締役 岸達也

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

宇都宮市長 佐藤 栄

許可の年月日 平成25年 3月25日  
許可の有効期限 平成30年 3月24日

## 1. 事業の範囲

## (1) 営業の種別

中間処理 (破碎)

## (2) 取り扱う産業廃棄物の種類

ア 破碎施設 (一軸破碎機) に係るもの

- ① 廃プラスチック類
- ② 紙くず
- ③ 木くず
- ④ 繊維くず

※ ただし、いずれも特別管理産業廃棄物及び石綿含有産業廃棄物を除く。

イ 破碎施設 (二軸破碎機) に係るもの

- ① 金属くず
  - ② ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず (廃石膏ボードを除く。)
- ※ ただし、いずれも特別管理産業廃棄物及び石綿含有産業廃棄物を除く。

## 2. 事業の用に供するすべての施設

## (1) 破碎施設 (一軸破碎機)

ア 設置場所 : 栃木県宇都宮市白沢町字上ノ台1825番27

イ 設置年月日: 平成25年2月18日

ウ 処理能力

- ① 廃プラスチック類 4.82 t/日 (0.603 t/時)
- ② 紙くず 3.70 t/日 (0.463 t/時)
- ③ 木くず 4.86 t/日 (0.607 t/時)
- ④ 繊維くず 3.91 t/日 (0.489 t/時)

エ 保管施設

(ア) 中間処理 (破碎) 前

- ① 廃プラスチック類 面積17.5m<sup>2</sup>, 保管上限15.31m<sup>3</sup>, 高さ1.75m
- ② 紙くず, 木くず, 繊維くずの混合  
面積28.0m<sup>2</sup>, 保管上限24.5m<sup>3</sup>, 高さ1.75m

(以下裏面)

(イ) 中間処理 (破碎) 後

- ① 廃プラスチック類 面積  $10.5 \text{ m}^2$ , 保管上限  $9.19 \text{ m}^3$ , 高さ  $1.75 \text{ m}$
- ② 紙くず, 木くず, 繊維くずの混合  
面積  $17.5 \text{ m}^2$ , 保管上限  $15.31 \text{ m}^3$ , 高さ  $1.75 \text{ m}$

(2) 破碎施設 (二軸破碎機)

ア 設置場所 : 栃木県宇都宮市白沢町字上ノ台 1825番27

イ 設置年月日 : 平成25年2月18日

ウ 処理能力

- ① 金属くず  $12.80 \text{ t/日}$  ( $1.60 \text{ t/時}$ )
- ② ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず  $13.59 \text{ t/日}$  ( $1.70 \text{ t/時}$ )

エ 保管施設

(ア) 中間処理 (破碎) 前

- ① 金属くず 面積  $10.5 \text{ m}^2$ , 保管上限  $9.19 \text{ m}^3$ , 高さ  $1.75 \text{ m}$
- ② ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず  
面積  $10.5 \text{ m}^2$ , 保管上限  $9.19 \text{ m}^3$ , 高さ  $1.75 \text{ m}$

(イ) 中間処理 (破碎) 後

- ① 金属くず 面積  $6.84 \text{ m}^2$ , 保管上限  $3.0 \text{ m}^3$ , 高さ  $0.44 \text{ m}$
- ② ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず  
面積  $17.5 \text{ m}^2$ , 保管上限  $15.31 \text{ m}^3$ , 高さ  $1.75 \text{ m}$

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成25年 3月25日 新規許可

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ (無)

(以下 余 白)

取扱窓口  
廃棄物対策課

教 示

この処分に対し不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に栃木県知事に対して審査請求することができる。